

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>子ども、高齢者、女性等の安全確保</u>（第11条—第15条）</p> <p>第5章 <u>インターネットの利用に係る犯罪被害の防止</u>（第16条・第17条）</p> <p>第6章 <u>犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等</u>（第18条—第21条）</p> <p>第7章 <u>犯罪の防止に配慮した住宅の普及等</u>（第22条—第24条）</p> <p>第8章 <u>犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等</u>（第25条—第27条）</p> <p>第9章 <u>雑則</u>（第28条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>第4章 <u>子ども、高齢者、女性等の安全確保</u> （<u>子ども、高齢者、女性等の安全確保</u>）</p> <p>第11条 県は、<u>子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者</u> （<u>以下「子ども等要配慮者」という。</u>）を犯罪の被害から守るため、市町、 県民、事業者等と協力して、<u>子ども等要配慮者の安全確保に努めるもの</u> とする。 （指針の策定）</p> <p>第12条 県は、<u>子ども等要配慮者の安全を確保するための防犯上の指針を定</u> <u>めるものとする。</u></p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>第5章 <u>インターネットの利用に係る犯罪被害の防止</u> （<u>インターネットの利用に係る犯罪被害の防止の措置</u>）</p> <p>第16条 県は、<u>インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、</u> <u>県民、事業者等に対し、情報の提供、助言、その他の必要な措置を講じる</u> <u>ものとする。</u> （指針の策定）</p> <p>第17条 県は、<u>インターネットを安全に利用するための防犯上の指針を定め</u> <u>るものとする。</u></p> <p>第6章 略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>子どもの安全確保</u>（第11条—第15条）</p> <p>第5章 <u>犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等</u>（第16条—第19条）</p> <p>第6章 <u>犯罪の防止に配慮した住宅の普及等</u>（第20条—第22条）</p> <p>第7章 <u>犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等</u>（第23条—第25条）</p> <p>第8章 <u>雑則</u>（第26条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>第4章 <u>子どもの安全確保</u> （<u>子どもの安全確保</u>）</p> <p>第11条 県は、<u>子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と</u> <u>協力して、子どもの安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>（指針の策定）</p> <p>第12条 県は、<u>子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるもの</u> <u>とする。</u></p> <p>第13条～第15条 略</p> <p>第5章 略</p>

改正後	改正前
<p>第18条～第21条 略  第7章 略  第22条～第24条 略  第8章 略  第25条～第27条 略  第9章 略  (指針の策定手続等)  第28条 県は、第12条、第17条、<u>第19条又は第23条</u>の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>	<p>第16条～第19条 略  第6章 略  第20条～第22条 略  第7章 略  第23条～第25条 略  第8章 略  (指針の策定手続等)  第26条 県は、第12条、第17条<u>又は第21条</u>の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>